

指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館
- 2 指定管理者候補者の名称 株式会社 乃村工藝社
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

旧香港上海銀行長崎支店の1階及び3階の一部分について長崎市が記念館を設置し、2階及び3階の残る部分について長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム（縣市共同設置の長崎歴史文化博物館の分館。以下「ミュージアム」という。）を設置している。

指定管理者の選定にあたっては、旧香港上海銀行長崎支店という1つの建物内に、記念館とミュージアムの2つの展示施設が存在しており、その管理運営を一体的に行うことで、事務の効率化につながり、また、

利用者にとってもわかりやすく、ひいてはサービスの向上につながると考えられる。

また、ミュージアムでは長崎歴史文化博物館が所蔵する貴重な資料の展示等ができることから、記念館でもその内容と連動した展示等の企画が可能となり、さらに、記念館の展示資料について、ミュージアムを担当する学芸員の意見を踏まえた適切な維持管理や効果的な展示等が行えるという利点が生じ、より満足度の高いサービスの提供が可能となる。

そのため、県が指定したミュージアムの指定管理者を記念館の指定管理者として非公募で選定したものの。